

福岡県公報

平成19年 9 月 12 日
第 2 7 2 7 号

目 次

告 示 (第1675号—第1690号)	
道路の区域の変更	(道路維持課) 1
道路の供用の開始	(道路維持課) 1
道路の区域の変更	(道路維持課) 2
道路の供用の開始	(道路維持課) 2
道路の区域の変更	(道路維持課) 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課) 5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課) 6
保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課) 6
公 告	
建築協定の認可	(建築指導課) 6
平成19年度砂利採取業務主任者試験の実施	(工業保安課) 7
平成19年度家畜商講習会の開催	(畜 産 課) 8
選挙管理委員会	

政治団体の平成15年分収支報告書の要旨及び平成16年分収支報告書の要旨の一部訂正	(地 方 課) 8
平成19年 4 月 8 日執行の福岡県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	(地 方 課)17
内水面漁場管理委員会	
水産動物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)23
雑 報	
危険物取扱者試験の実施	(消防防災安全課)23

告 示

福岡県告示第1675号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 9 月 12 日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚 県 道		豆 田 築 線	前	嘉穂郡桂川町大字吉隈120番先から 同郡同町大字吉隈101番1先まで	8.9 ~ 17.7	154.0
			後	同上	11.8 ~ 17.7	154.0

福岡県告示第1676号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年 9 月 12 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	豆田線 稲築線	嘉穂郡桂川町大字吉隈120番先から 同郡同町大字吉隈101番1先まで

福岡県告示第1677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
豊前	県道	新吉富 豊前線	前	豊前市大字小石原158番2 先から 同市大字六郎146番1先ま で	10.6 ~ 12.0	210.0
			後	同上	12.5 ~ 17.0	210.0

福岡県告示第1678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年9月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川線 犀川線	田川郡香春町大字柿下899番1先から 同郡同町大字柿下654番1先まで

福岡県告示第1679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
豊前	県道	小山田 東八田線	前	築上郡築上町大字小山田142 番1先から 同郡同町大字小山田145番 2先まで	3.6 ~ 10.0	110.8
			後	同上	6.0 ~ 10.0	110.8
豊前	県道	中豊 津前線	前	豊前市大字四郎丸703番2 先から 同市大字四郎丸704番1先 まで	9.6 ~ 10.8	25.6
			後	同上	10.6 ~ 11.8	25.6

豊前	県道	寒田 下別府線	前	築上郡築上町大字櫛原83番 先から 同郡同町大字櫛原75番1先 まで	5.8 ~ 7.5	84.0
			後	同上	7.0 ~ 9.0	
豊前	県道	寒田 下別府線	前	築上郡築上町櫛原172番先 から 同郡同町大字櫛原178番先 まで	5.0 ~ 10.0	125.0
			後	同上	7.0 ~ 10.0	
豊前	県道	小山田 東八田線	前	築上郡築上町大字小山田29 番1先から 同郡同町大字小山田185番 28先まで	3.0 ~ 11.0	40.0
			後	同上	3.0 ~ 11.0	

福岡県告示第1680号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年8月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人にこにこプラットフォーム

(2) 代表者の氏名

鹿毛 哲也

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉市馬田1955番地の1

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、地域での福祉及びまちづくり等に関する支援を必要とする個人又は団体に対し、各種サービスの提供を行い、地域における諸問題の発見及び解決を目指すうえで行政、企業、市民が参画した地域経営を行うプラットフォームになることにより、それぞれの責任を果たす市民社会の実現と公益に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、地域及び海外での福祉及びまちづくり等に関する支援を必要とする個人又は団体に対し、各種サービスの提供を行い、地域及び海外における諸問題の発見及び解決を目指すうえで行政、企業、市民が参画した地域経営を行うプラットフォームになることにより、それぞれの責任を果たす市民社会の実現と公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1681号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年8月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 障がい者支援事業所なかがわ

(2) 代表者の氏名

岩城 瞳

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県筑紫郡那珂川町大字五郎丸40番地15

(4) 定款に記載された目的
この法人は、障がい当事者の主体性とエンパワーメントを基本に据えたノーマライゼーションの理念の下、障がい者が地域社会で心豊かに安心して自立生活が営まれるよう福祉の増進を図り、もって地域社会全体に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1682号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年8月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人日本ソーシャルコーチ協会

(2) 代表者の氏名
西村 廣子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区西戸崎2丁目1番29号504

(4) 定款に記載された目的
この法人は、主として多くの障害を乗り越え人間力のある障がい者・高齢者・若年者等その他の社会的弱者を対象に健全なコーチの育成と一般の方を対象にコーチングの普及を図り、広く公益の増進に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1683号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年8月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 子どもとメディア

(2) 代表者の氏名
清川 輝基 山田 真理子 井上 豊久

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区赤坂1丁目2番7号みずほビル703号室

(4) 定款に記載された目的
本会は、子どもとメディアに関わる調査・研究及び実践を通して、子どもとメディアのよりよい関係を創り出すことを目的とします。

福岡県告示第1684号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年8月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人なごみ福祉会

(2) 代表者の氏名

杉永 益子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県豊前市大字三毛門914番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、支えあいの精神に基づいて、地域社会を豊かで住みよくするために在宅福祉サービスに関する事業等を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1685号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月13日農林水産省告示第55号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに古賀市役所及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1686号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月13日農林水産省告示第57号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1687号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月27日福岡県告示第138号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1688号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外の流域に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成7年7月27日農林水産省告示第1055号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1689号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外の流域に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成7年7月27日農林水産省告示第1059号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1690号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所
糸島郡二丈町大字吉井字割石204の1・204の15・209の3・210の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）



公告
建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次のように建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 土地所有者等の住所及び氏名
東京都千代田区外神田4丁目14番1号
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 代表取締役社長 三ツ村 正規
- 2 協定の理由
住宅地としての環境を高度に維持増進するため
- 3 協定の概要
建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備に関する基準を定める。
- 4 協定区域の地名
糟屋郡新宮町大字上府1592 - 208、1592 - 209、1592 - 971、1592 - 1022、下府840 - 123、840 - 176、840 - 402、840 - 403

- 5 区域の面積
10.49ヘクタール

公告

平成19年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 受験資格
特に制限はない。
- 2 試験
 - (1) 方法
試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。
ア 砂利の採取に関する法令
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
 - (2) 日時及び場所

日 時		場 所
平成19年11月9日（金曜日）	午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票 1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成19年9月25日（火曜日）から同年10月12日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除き、午前8時30分から午後5時45分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成19年10月12日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表

合格者は、平成19年11月末までに発表する。発表は、合格者の受験番号を県公報に

登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、工業保安課（電話092 - 643 - 3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成19年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成19年9月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る。

2 講習の対象者

家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者

3 開催日時及び場所

日	時	場 所
平成19年10月22日（月曜日）	午前9時～午後5時	福岡市博多区東公園7番7号
平成19年10月23日（火曜日）	〃	福岡県庁南棟5階501号会議室

4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

5 受講手続

- (1) 受講希望者は受講申込書一部に写真（申込み前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を貼付し、平成19年10月15日（月曜日）までに福岡県農政部畜産課（〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「畜産課」という。

）に提出すること。

また、受講手数料3,100円（福岡県領収証紙によること。）は、領収証紙納付書に貼付の上、講習会第1日目の講習会場受付に提出すること。

- (2) 講習会の受付は、講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までの間に行う。
 (3) 受講申込書は、畜産課又は福岡県の農林事務所で配付する。

6 講習の特例措置

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定による講習の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間の特例措置適用申請書に必要事項を記入の上、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを添付し、受講申込書の提出時に提出すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 受講者は、筆記用具を持参すること。
 (2) 講習会用テキストは、当日受付でありません（実費3,000円程度）。
 (3) 受講手続その他の問い合わせは、畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第133号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県参議院選挙区第一支部の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成15年分収支報告書の要旨（平成16年11月17日福岡県選挙管理委員会告示第132号）及び平成16年分収支報告書の要旨（平成17年12月14日福岡県選挙管理委員会告示第132号）の一部を、次のとおり改める。

平成19年9月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

平成15年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県参議院選挙区第一支部の項を次の

とおり改める。

85 自由民主党福岡県参議院選挙区第一支部

報告年月日 平成16年03月22日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	28,966,150円
ア 前年からの繰越額	0円
イ 本年収入	28,966,150円
(2) 支出総額	27,890,770円
(3) 翌年への繰越額	1,075,380円

2 本年収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附	16,688,950円
ア 寄附 (内訳別掲)	16,688,950円
b 法人その他の団体からの寄附	14,648,950円
c 政治団体からの寄附	2,040,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (内訳別掲)	12,277,200円
計 (本年収入額)	28,966,150円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	18,489,290円
ア 人件費	11,158,260円
イ 光熱水費	180,335円
ウ 備品・消耗品費	4,047,246円
エ 事務所費	3,103,449円
イ 政治活動費	9,401,480円
ア 組織活動費	6,101,895円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	664,125円
a 機関紙誌の発行事業費	664,125円
エ 調査研究費	155,460円
オ 寄附・交付金	480,000円

(カ) その他の経費	2,000,000円
計	27,890,770円

(内 訳)

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

由由民主党本部	12,277,200円	東京都千代田区
---------	-------------	---------

小 計 12,277,200円

イ (ア) b 法人その他の団体からの寄附

オリエント貿易(株)	560,000円	福岡市中央区
(株)かがし屋	120,000円	浮羽郡吉井町
(株)カワシマ	120,000円	福岡市西区
(株)環境開発	100,000円	福岡市博多区
関門港湾建設(株)	120,000円	福岡市博多区
九州陸運産業(株)	120,000円	福岡市博多区
(株)グリーンテック	120,000円	北九州市小倉北区
三宝建設機工(株)	120,000円	北九州市若松区
三和基礎(株)	240,000円	大野城市

(株)シンコー	360,000円	福岡市中央区
---------	----------	--------

(株)新世コンソーシアム

	120,000円	福岡市南区	(有)豊国興産	120,000円	甘木市
(株)進和					
	100,000円	福岡市博多区	(有)國武木材産業	120,000円	甘木市
(株)田中正					
	120,000円	福岡市南区	(名)塚本食糧工業所	120,000円	甘木市
(株)鳴海屋					
	120,000円	福岡市博多区	森部建設(株)	120,000円	朝倉郡朝倉町
博多湾環境整備(株)					
	120,000円	福岡市博多区	(株)栄電舎	480,000円	久留米市
(株)博運社					
	120,000円	糟屋郡志免町	(株)東友	80,000円	福岡市博多区
(株)平田組					
	120,000円	前原市	南国殖産(株)福岡支店	60,000円	福岡市博多区
(株)ファビルス					
	480,000円	福岡市博多区	(有)利研	90,000円	福岡市東区
福岡水産物取引精算(株)					
	120,000円	福岡市中央区	(株)永井産業	120,000円	福岡市南区
(株)フクシヨク					
	120,000円	福岡市中央区	(株)修和	60,000円	春日市
北部輸送(株)					
	120,000円	福岡市東区	志摩建設	60,000円	福岡市西区
弥生電設工業(株)					
	120,000円	福岡市中央区	(株)アジャストフットウェア	120,000円	甘木市
(株)ライズ					
	120,000円	福岡市博多区	(株)江藤建設	120,000円	久留米市
(株)甘木青果市場					
	110,000円	甘木市	伊東建設(株)	120,000円	久留米市
宝来貨物運送(有)					
	120,000円	甘木市	風月フーズ(株)		

三幸建設工業(株)九州支店	120,000円	福岡市南区	(株)アキラ水産	120,000円	福岡市中央区
(株)アステック入江	120,000円	福岡市博多区	大宮建設(株)	120,000円	福岡市南区
北辰建設(株)	120,000円	北九州市八幡東区	舞鶴警備保障(株)	120,000円	福岡市中央区
岡本土木(株)福岡支店	120,000円	福岡市博多区	ハクホー(株)	120,000円	福岡市中央区
(株)新出光	240,000円	福岡市博多区	佐伯建設工業(株)九州支店	120,000円	福岡市博多区
(株)傳設計	120,000円	福岡市博多区	広成建設(株)福岡支店	120,000円	福岡市博多区
(株)産研設計	120,000円	福岡市東区	(株)紅匠設計舎	120,000円	福岡市東区
博多港管理(株)	120,000円	福岡市中央区	(株)真和工務店	120,000円	福岡市東区
新開建設(株)	120,000円	福岡市中央区	東亜建設工業(株)九州支店	240,000円	福岡市博多区
いすゞ自動車九州(株)	119,265円	山門郡三橋町	三新物流(株)	1,120,000円	福岡市東区
(株)ナカガワ興産	120,000円	福岡市博多区	(株)福岡魚市場	120,000円	福岡市中央区
樽木施設工業(株)	120,000円	筑紫郡那珂川町	(株)ウェルビー福岡支店	120,000円	福岡市博多区
全九州警備保障(株)	120,000円	前原市	第一交通産業(株)	120,000円	北九州市小倉北区
(株)玄南荘	120,000円	福岡市中央区	トステム(株)ビル建材本部九州支店	120,000円	福岡市中央区
	119,685円	福岡市中央区	ジェイアール九州メンテナンス(株)		

(株)荻島組	120,000円	北九州市門司区
(有)柴山セメント製品工場	120,000円	柳川市
(株)九州油糧	120,000円	甘木市
(株)山田設計事務所	120,000円	福岡市中央区
祥栄設計	100,000円	宗像郡福間町
大成印刷(株)	120,000円	北九州市八幡西区
(有)トラヤ・ミート・センター	120,000円	福岡市博多区
(株)ゼンリン	120,000円	前原市
(株)九電工東京支店	60,000円	北九州市小倉北区
豊栄サービス(株)	120,000円	東京都豊島区
(社)福岡市タクシー協会	120,000円	大阪府大阪市東淀川区
(株)朋栄企画	120,000円	福岡市早良区
東和航空輸送(株)	120,000円	東京都渋谷区
(株)バンガード・インターナショナルフーズ	120,000円	東京都渋谷区

日本サンテック(株)	120,000円	東京都渋谷区
(株)エクサ・インターナショナル	120,000円	東京都新宿区
(株)朋栄	375,000円	東京都渋谷区
(有)オーアールピー	1,125,000円	東京都渋谷区
その他	120,000円	千葉県船橋市
小計	570,000円	
イ(ア)c 政治団体からの寄附	14,648,950円	
政経政策研究会		
自由民主党福岡県トラック支部	600,000円	東京都新宿区
福岡県医師連盟	120,000円	福岡市博多区
平成の会	120,000円	福岡市博多区
新政治問題研究会	600,000円	東京都豊島区
飯塚医師連盟	200,000円	東京都千代田区
道路運送経営研究会	100,000円	飯塚市
小計	300,000円	東京都新宿区
小計	2,040,000円	

平成16年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県参議院選挙区第一支部の項を次の

とおり改める。

76 自由民主党福岡県参議院選挙区第一支部

報告年月日 平成17年03月02日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	112,057,275円
ア 前年からの繰越額	1,075,380円
イ 本年収入	110,981,895円
(2) 支出総額	106,432,996円
(3) 翌年への繰越額	5,624,279円

2 本年収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附	69,979,895円
(ア) 寄附 (内訳別掲)	69,979,895円
a 個人からの寄附	7,830,000円
b 法人その他の団体からの寄附	16,039,895円
c 政治団体からの寄附	46,110,000円
エ 借入金 (内訳別掲)	15,000,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (内訳別掲)	26,000,000円
カ その他の収入	2,000円
(イ) 1件10万未満のもの	2,000円
計 (本年収入額)	110,981,895円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	27,423,813円
(ア) 人件費	15,480,140円
(イ) 光熱水費	214,085円
(ウ) 備品・消耗品費	3,102,300円
(エ) 事務所費	8,627,288円
イ 政治活動費	79,009,183円
(ア) 組織活動費	14,709,283円

(イ) 選挙関係費	20,000,000円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,890,665円	
b 宣伝事業費	3,890,665円	
(オ) 寄附・交付金	40,240,000円	
(カ) その他の経費	169,235円	
計	106,432,996円	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 (内訳))	40,000,000円)	
エ 借入金		
政経政策研究会	5,000,000円	
吉村 剛太郎	10,000,000円	
小 計	15,000,000円	
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
自由民主党本部	26,000,000円	東京都千代田区
小 計	26,000,000円	
イ (ア) a 個人からの寄附		
三島 昭和	120,000円	前原市
下高原 深	120,000円	福岡市博多区
船木 卯平	3,000,000円	福岡市南区
佐々木 久之	1,500,000円	大野城市
八浪 伸一	1,500,000円	福岡市早良区

山口 浩二	1,290,000円	福岡市中央区	(社)福岡市タクシー協会	120,000円	福岡市早良区
川辺 猷治	120,000円	東京都調布市	(株)新出光	120,000円	福岡市博多区
清原 慶三	120,000円	東京都港区	舞鶴警備保障(株)	120,000円	福岡市中央区
その他	60,000円		ジェイアール九州メンテナンス(株)	120,000円	北九州市門司区
小 計	7,830,000円		大宮建設(株)	120,000円	福岡市南区
イ (ア) b 法人その他の団体からの寄附			(株)広島ゼネラル	1,000,000円	広島県呉市
(有)樹楽園	120,000円	大野城市	(株)産研設計	120,000円	福岡市中央区
小川労務管理事務所	120,000円	福岡市南区	(株)アステック入江	120,000円	北九州市八幡東区
(有)柴山セメント製品工場	120,000円	甘木市	第一交通産業(株)	120,000円	北九州市小倉北区
光総合工業(株)	120,000円	大分県別府市	新開建設(株)	60,000円	山門郡三橋町
(株)塩月工業	120,000円	春日市	北辰建設(株)	120,000円	福岡市博多区
(株)正興電機製作所	120,000円	福岡市博多区	(株)栄電舎	3,000,000円	久留米市
(株)江藤建設	120,000円	久留米市	岡本土木(株)	120,000円	北九州市小倉北区
(株)アキラ水産	120,000円	福岡市中央区	伊東建設(株)	120,000円	久留米市
風月フーズ(株)	120,000円	福岡市南区	(株)九電工東京支店		
佐伯建設工業(株)九州支店	120,000円	福岡市博多区			

(株)ゼニス	120,000円	東京都豊島区
トステム(株)ビル九州支店	150,000円	福岡市中央区
広成建設(株)福岡支店	120,000円	福岡市中央区
三新物流(株)	120,000円	福岡市博多区
(株)松山建設	1,000,000円	福岡市東区
(株)共栄	150,000円	福岡市中央区
(有)オーアールピー	860,000円	福岡市西区
永井産業(株)	140,000円	千葉県船橋市
宝来貨物運送(有)	120,000円	福岡市南区
エルエイトレーディング(株)	120,000円	甘木市
オリエント貿易(株)	600,000円	福岡市東区
(株)かがし屋	360,000円	福岡市中央区
(株)カワシマ	120,000円	浮羽郡吉井町
(株)環境開発	120,000円	福岡市西区
	130,000円	福岡市博多区

関門港湾建設(株)福岡支店	119,895円	福岡市博多区
九州陸運産業(株)	120,000円	福岡市博多区
(有)國武木材産業	70,000円	甘木市
(株)グリーンテック	120,000円	北九州市小倉北区
三宝建設機工(株)	120,000円	北九州市若松区
三和基礎(株)	240,000円	大野城市
志摩建設	110,000円	福岡市西区
(株)シンコー	360,000円	福岡市中央区
(株)新世コンソーシアム	120,000円	福岡市南区
(株)進和	120,000円	福岡市博多区
(株)田中正	120,000円	福岡市南区
(名)塚本食糧工業所	70,000円	甘木市
東洋土木(株)	110,000円	福岡市西区
(株)鳴海屋	120,000円	福岡市博多区
南国殖産(株)福岡支店		

	130,000円	福岡市博多区	(株)朋栄		
博多湾環境整備(株)				900,000円	東京都渋谷区
(株)博運社	120,000円	福岡市博多区	その他	150,000円	
(株)ファビルス	120,000円	糟屋郡志免町	小計	16,039,895円	
福岡水産物取引精算(株)	480,000円	福岡市博多区	イ(ア)c 政治団体からの寄附		
(株)フクシヨク	120,000円	福岡市中央区	平成の会	600,000円	東京都豊島区
(有)豊国興産	120,000円	福岡市中央区	新政治問題研究会	200,000円	東京都千代田区
北部輸送(株)	70,000円	甘木市	福岡県歯科医師連盟	800,000円	福岡市中央区
森部建設(株)	130,000円	福岡市東区	福岡県トラック事業政治連盟	300,000円	福岡市博多区
弥生電設工業(株)	70,000円	朝倉郡朝倉町	福岡県薬剤師連盟	800,000円	福岡市博多区
(株)ライズ	120,000円	福岡市中央区	九州北部税理士政治連盟	300,000円	福岡市博多区
(株)エクサ・インターナショナル	120,000円	福岡市博多区	福岡商工連盟	100,000円	福岡市博多区
東和航空輸送(株)	300,000円	東京都渋谷区	全国たばこ耕作者政治連盟	200,000円	東京都港区
日本サンテック(株)	120,000円	東京都渋谷区	全国療術師政治連盟	100,000円	東京都千代田区
(株)バンガード・インターナショナルフーズ	120,000円	東京都新宿区	北九州タクシー政治連盟	300,000円	北九州市小倉北区
	120,000円	東京都渋谷区	福岡県医師連盟	2,120,000円	福岡市博多区
			道路運送経営研究会	600,000円	東京都新宿区

<p>政経政策研究会 5,600,000円 東京都新宿区</p> <p>平成研究会 34,000,000円 東京都千代田区</p> <p>その他 90,000円</p> <p>小計 46,110,000円</p> <p>3 資産等の内訳 (12) 借入金 (借入先、借入残高) 政経政策研究会 5,000,000円</p>	<p>吉村 剛太郎 10,000,000円</p> <hr/> <p>福岡県選挙管理委員会告示第134号 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第189第1項の規定に基づき、平成19年4月8日執行の福岡県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 平成19年9月12日 福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明</p>
---	---

- 1 選挙の種類 平成19年4月8日執行 福岡県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 52,814,700円
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	麻 生 渡	所属党派	無 所 属	出納責任者氏名	加々見 吉 光
第1回報告分	期間 平成19年1月30日から平成19年4月19日まで			報告書受理年月日	平成19年4月23日

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	5,888,400円
清朋会		20,048,900円	家 屋 費	5,700,719円
			(選挙事務所費)	3,104,942円)
			(集合会場費)	2,595,777円)
			通 信 費	8,287円
			交 通 費	299,608円
			印 刷 費	1,758,620円
			広 告 費	3,325,514円
			文 具 費	24,603円
			食 糧 費	451,643円

その他の寄附		休 泊 費	315,800円
その他の収入		雑 費	511,418円
今 回 計	20,048,900円	今 回 計	18,284,612円
前 回 計	0円	前 回 計	0円
総 計	20,048,900円	総 計	18,284,612円

No. 2

候補者氏名	麻 生 渡	所属党派	無 所 属	出納責任者氏名	加 々 見 吉 光
第2回報告分	期間 平成19年4月19日から平成19年4月25日まで			報告書受理年月日	平成19年5月1日

収 入			支 出		
主たる寄附		人 件 費			0円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費		1,400,000円
清朋会		400,000円	(選挙事務所費)		1,400,000円)
			(集会会場費)		0円)
			通 信 費		892,438円
			交 通 費		179,094円
			印 刷 費		1,134,000円
			広 告 費		0円
			文 具 費		0円
			食 糧 費		0円
その他の寄附			休 泊 費		0円
その他の収入			雑 費		84,761円
今 回 計	400,000円		今 回 計		3,690,293円
前 回 計	20,048,900円		前 回 計		18,284,612円
総 計	20,448,900円		総 計		21,974,905円

No. 3

候補者氏名	麻 生 渡	所属党派	無 所 属	出納責任者氏名	加々見 吉 光
第3回報告分	期間 平成19年4月26日から平成19年5月15日まで			報告書受理年月日	平成19年5月16日

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
清朋会		1,000,000円

その他の寄附

その他の収入

今 回 計	1,000,000円
前 回 計	20,448,900円
総 計	21,448,900円

支 出

人 件 費	0円
家 屋 費	0円
(選挙事務所費)	0円)
(集会会場費)	0円)
通 信 費	26,355円
交 通 費	631,653円
印 刷 費	0円
広 告 費	0円
文 具 費	162,816円
食 糧 費	81,270円
休 泊 費	0円
雑 費	3,942円

今 回 計	906,036円
前 回 計	21,974,905円
総 計	22,880,941円

No. 4

候補者氏名	麻 生 渡	所属党派	無 所 属	出納責任者氏名	加々見 吉 光
第4回報告分	期間 平成19年5月16日から平成19年5月24日まで			報告書受理年月日	平成19年5月30日

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)

支 出

人 件 費	0円
家 屋 費	0円

清朋会	306,523円	(選挙事務所費 0円)	
		(集合会場費 0円)	
		通 信 費	467,202円
		交 通 費	0円
		印 刷 費	0円
		広 告 費	0円
		文 具 費	0円
		食 糧 費	0円
その他の寄附		休 泊 費	0円
その他の収入		雑 費	0円
今 回 計	306,523円	今 回 計	467,202円
前 回 計	21,448,900円	前 回 計	22,880,941円
総 計	21,755,423円	総 計	23,348,143円

No. 5

候補者氏名	麻 生 渡	所属党派	無 所 属	出納責任者氏名	加 々 見 吉 光
第 5 回報告分	期間 平成19年 5 月25日から平成19年 6 月 6 日まで			報告書受理年月日	平成19年 6 月 6 日

収 入		支 出	
主たる寄附		人 件 費	0円
(氏名・団体名)	(職業)	家 屋 費	0円
清朋会		(選挙事務所費 0円)	
	205,659円	(集合会場費 0円)	
		通 信 費	0円
		交 通 費	0円
		印 刷 費	0円
		広 告 費	0円
		文 具 費	0円

その他の寄附		食糧費	0円
その他の収入		休泊費	0円
		雑費	205,659円
今回計	205,659円	今回計	205,659円
前回計	21,755,423円	前回計	23,348,143円
総計	21,961,082円	総計	23,553,802円

No. 6

候補者氏名	稲富修二	所属党派	無所属	出納責任者氏名	伊原昌義
第1回報告分	期間 平成19年3月6日から平成19年4月16日まで			報告書受理年月日	平成19年4月23日

収 入			支 出		
主たる寄附			人件費		3,650,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		5,239,335円
民主党福岡県連総支部連合会		40,000,000円	(選挙事務所費)		4,348,835円
佐々木 吉夫	会社役員	100,000円	(集会会場費)		890,500円
その他の寄附	1件	10,000円	通信費		35,530円
その他の収入			交通費		373,895円
今回計		40,110,000円	印刷費		1,592,720円
前回計		0円	広告費		2,519,055円
総計		40,110,000円	文具費		528,809円
			食糧費		358,563円
			休泊費		434,976円
			雑費		1,677,796円
			今回計		16,410,679円
			前回計		0円
			総計		16,410,679円

No. 7

候補者氏名	稲 富 修 二	所属党派	無 所 属	出納責任者氏名	伊 原 昌 義
第2回報告分	期間 平成19年4月17日から平成19年6月12日まで			報告書受理年月日	平成19年6月25日

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費		0円
			家 屋 費		0円
			(選挙事務所費)		0円)
			(集会会場費)		0円)
			通 信 費		78,764円
			交 通 費		0円
			印 刷 費		2,962,000円
			広 告 費		241,711円
			文 具 費		0円
			食 糧 費		0円
その他の寄附			休 泊 費		0円
その他の収入			雑 費		2,917,972円
今 回 計		0円	今 回 計		6,200,447円
前 回 計		40,110,000円	前 回 計		16,410,679円
総 計		40,110,000円	総 計		22,611,126円

No. 8

候補者氏名	平 野 榮 一	所属党派	無 所 属	出納責任者氏名	柳 明 夫
第1回報告分	期間 平成19年1月23日から平成19年4月13日まで			報告書受理年月日	平成19年4月23日

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費		329,150円
			家 屋 費		315,000円

岩城 邦治	弁護士	30,000円
内田 省司	弁護士	30,000円
金丸 邦八郎	無職	100,000円
尾崎 英弥	弁護士	30,000円
長尾 広久	弁護士	30,000円
日本共産党福岡県委員会		2,000,000円
その他の寄附	1231件	2,823,100円
その他の収入		
今回計		5,043,100円
前回計		0円
総計		5,043,100円

(選挙事務所費	315,000円)
(集合会場費	0円)
通信費	0円
交通費	91,534円
印刷費	2,508,177円
広告費	597,203円
文具費	4,515円
食糧費	39,987円
宿泊費	275,985円
雑費	23,780円
今回計	4,185,331円
前回計	0円
総計	4,185,331円

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等の場合の採捕については、この限りでない。

平成19年9月12日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止期間

1月1日から12月31日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市北野町大城、大城橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ400メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ550メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

平成19年9月15日から平成22年9月14日まで

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成19年9月12日

財団法人消防試験研究センター 理事長 白 谷 祐 二

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
-----	--------	-------

北九州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成19年11月25日(日曜日) 午前10時から
福岡	太宰府市五条3-11-25 福岡経済大学	
大牟田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	
久留米	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
飯塚	飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部	
苅田	京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学	

3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受験申請先	摘要
平成19年9月20日から 平成19年10月5日まで	福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 (財)消防試験研究センター福岡県支部	午前10時から 午後4時まで

郵送は、平成19年10月5日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階
(財)消防試験研究センター福岡県支部

4 受験願書等の配置場所

(財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問い合わせ先

(財)消防試験研究センター福岡県支部 電話 092-282-2421